

東京産農産物の学校給食活用促進事業

(学校給食に取り組む農業者への農業機械導入支援)

東京産農産物の学校給食への活用を一層進めるため、学校給食への出荷に取り組む農業者に必要な農業機械導入を支援します。

事業概要

1 事業対象地域

東京都内（島しょ地域を含む）

2 事業実施主体

学校給食向けに東京産農産物を継続的に出荷しており、出荷品目の拡大又は出荷量の増大を計画する農業者

3 補助対象

出荷用機械（皮むき機、洗浄機、選別機、脱莢機 など）

※電気、水道工事（最小限のもの）など最低限度の附帯工事費含む

4 補助率

2/3 以内（エコ農産物の納入に必要な出荷用機械を導入する農業者は、補助率 3/4 以内）

※ 1 事業実施主体当たりの補助金の上限は 90 万円、下限は 20 万円

5 補助対象外

(1) 1 機械あたりの事業費（税別価格）が 30 万円未満のもの

(2) 中古品

(3) リースによる導入

(4) 既存設備の単純更新（同機種、同機能）

6 事業実施要件

- ・申請日の属する年度の前年度において、学校給食向けに年間3a以上の作付けがあり、今後も継続する意向があること
- ・学校給食に出荷する品目のうち、本事業で導入する出荷用機械で処理するものについては、当該品目の生産量の半分以上を学校給食向けに出荷を目指すこと

7 事業計画の作成

事業実施主体は、申請時に事業計画の作成が必要です。

事業計画には、事業内容並びに事業実施年度後 3 年間の出荷品目の拡大や出荷量の増大の計画のほか、経営を向上させる取組、食育活動、地産地消の取組を記載します。

⇒事業計画の内容をもとに東京都の審査会に諮り補助対象者を決定します。



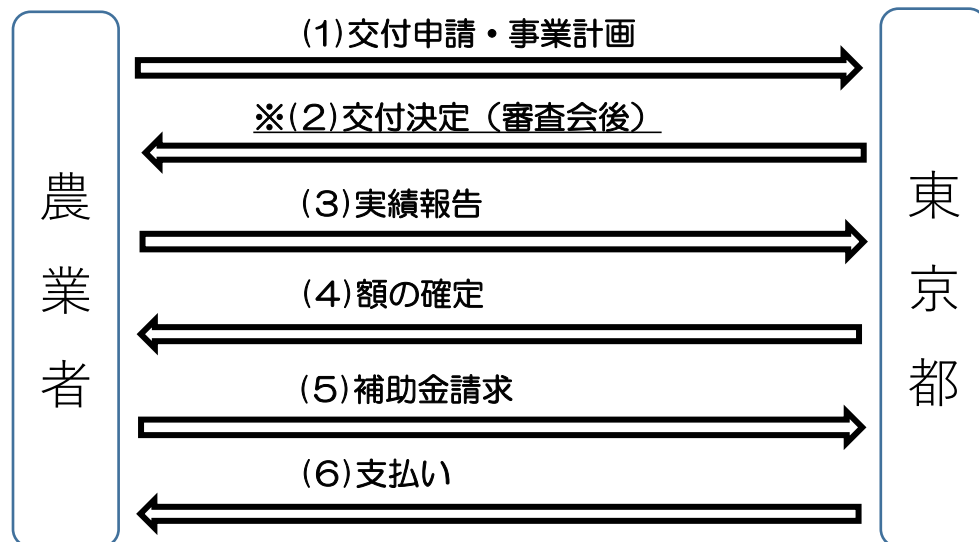
二エンジン用野菜洗浄機

東京産農産物の学校給食活用促進事業

(学校給食に取り組む農業者への農業機械導入支援)

事業概要

8 事業の流れ



※事業実施は、交付決定(審査会後)を受けてから！！

<補助事業Q & A>

Q1 1事業実施主体当たりの補助金の上限額及び下限額はありますか

A1 1事業実施主体当たりの補助金の上限額90万円、下限額は20万円です。

Q2 交付決定前に発注・購入したものは、補助対象になりますか

A2 交付決定前に発注・購入したものは対象になりません。本事業の対象になるのは、交付申請後、交付決定を受けてから事業実施したものに限られます。

Q3 本事業では、事業完了後に報告義務はありますか

Q3 事業目標期間(実施後1～3年目)は、様式に従って報告して下さい。目標の達成率が低い場合、改善計画を提出して、東京都の指導を受けて頂く場合があります。

<募集期間、申請方法>

申請方法等については、東京都産業労働局のホームページにて掲載しております

募集期間は、令和7年4月14日(月)～6月13日(金)

※申請の際は、必ず、問い合わせ先に事前相談願います。

【問い合わせ先】

(事業全般に関すること、申請手続きに関すること(区部、島しょ地域))

東京都産業労働局農林水産部食料安全課食材流通促進担当

電話 03(5000)7212

(申請手続きに関すること(多摩地域))

東京都産業労働局農業振興事務所振興課都市農業担当

電話 042(548)4867